

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開会

司会（砂川課長）

皆さん、こんにちは。

本日は、公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
す。

ただ今から、令和7年度第2回久喜市青少年問題協議会を始めさせていただきます。
す。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども育成課長の砂川でございます。
す。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、久喜市民生委員児童委員協議会の人事異動に伴い、本協議会委員の
交代がございました。

久喜市民生委員児童委員協議会から内田委員に代わりまして、後藤美紀子様を新
たに委嘱させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。よろしくお願
いいたします。

続きまして、出席委員数についてご報告を申し上げます。

本協議会では、久喜市青少年問題協議会条例第8条第2項の規定により、会議の
成立には委員の過半数の出席が必要となっております。

本日は15名のうち、今のところ8名の方にご出席をいただいておりますので、
本会議が成立していることをご報告させていただきます。

なお内山委員、大井川委員、萩委員、山中委員、小林委員におかれましては、欠
席のご連絡をいただいております。

井上委員におかれましては、遅刻をすると連絡をいただいております。

また木内委員ですが、特に遅刻、欠席などの連絡はいただけてはいないのですが、時間になりましたらそのうち到着されるかもしれませんので、このまま始めさせていただきます。

また、本日久喜警察署からは、植田委員の代理としまして、生活安全サイバー捜索係警部補の大谷 将輝様にご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

本日の会議は公開となっておりますが、現在のところ傍聴者の方はいらっしゃいません。

この会議の内容につきましては、会議録を作成するため、録音をさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。ご発言の際には、マイクをご利用いただけますようお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

机の上に置かせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

まず本日の次第がございます。

続きまして、資料1久喜市青少年問題協議会委員名簿。

続きまして記録用紙。

以上の3点になりますが、資料の不足はございますでしょうか。

それでは、会議の方を進めさせていただきます。

開会にあたりまして、小松会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

小松会長よろしくお願いいたします。

2 会長あいさつ

小松会長

皆さん、おはようございます。

今日は、令和7年度の第2回青少年問題協議会です。

青少年問題について、日々深刻な状況が報道されるたびに、これから先はどうなっていくんだろうと心配をしているところです。

今日は、皆様方のところでも、色々な問題があるかと思いますが、グループワークがありますので、話し合いながら、今後どう進めていくかを学びあえたら良いと思います。どうぞよろしく願いいたします。

3 議題

(1) 久喜市の現状について

司会（砂川課長）

ありがとうございました。

続きまして、「議題」に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、久喜市青少年問題協議会条例第8条第1項の規定により、小松会長に議長をお願いしたいと存じます。

小松会長、よろしく願いいたします。

小松会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進みますよう、皆様のご協力お願いいたします。着座のまま失礼いたします。

では、「議題」の(1)、「久喜市青少年問題の現状について」でございます。

本日は、幸手警察署生活安全課長の井手委員からお話をいただきたいと思えます。

井手委員、よろしく願いいたします。

井手委員

皆さん、おはようございます。

幸手警察署生活安全課長の井手と申します。

幸手警察署の現状ですが、件数があまり多くないといったところもありますので、県全体の現状等も踏まえまして、お話をさせていただければと思います。着座にて失礼いたします。

まず、昨年の県内の非行等の検挙状況ということで、数値が出ましたのでその辺からですね、簡単に触れさせていただきます。

まず、非行です。非行少年の検挙補導状況というところで数字が出ております。いわゆる悪いことをして警察に捕まった人。検挙だとか補導という形で捕まった少年の数ということで、出ております。合計で埼玉県内ですと、1,703名ということが出ております。

令和6年が、1,482人ということで、221名増加で増減について14.9%ということで増加をしております。

また、不良行為少年、いわゆる犯罪ではないけども、たばこを吸ったりだとか、夜中出歩いたりだとかですね、そういう形で補導された人数というのが、全体で男女合わせて1万6,611人と、こちらは令和6年が1万5,681人ということで、930人、1,000人弱ですね補導された人数が増えましたということで、統計が出されております。

こちらにつきましては、捕まった数ということで、若干の増減はあるんですけども、コロナが明けてですね、またどんどんと、コロナの時はやはり大幅に減ったんですけども、そこから明けてどんどん増えていると。徐々に、また人手も増えてきて、そういう悪いことをしている少年なんかも増えてきているんじゃないかというところが、わかるかと思います。

また警察の方で、取り締まりを強化したり、そういう犯罪を見逃さないといったところだとか、周りの方から、通報等々もあって、そういう端緒が増えたということもあって、こういう検挙だとか補導の人数が、増えているのではないかというふう考えられております。

学職別の傾向というところなんですけれども、この辺も基本的には前とは変わっていません。

大体ですね、この検挙された人数1,703名のうち、4割近くは高校生が占めていると、いったところになります。他ですと、中学生が約2割、いわゆる学校に通ってない少年たちですね、こちらが仕事をしている少年、有職少年というんですけれども、こちらが大体15%から16%、無職少年、仕事もしてない学校にも行っていないという少年が、10%といったところで推移している、これは大体割合自体は、今までと変わらないと、いったところになります。

今回、色々相談等々で、昨年度幸手警察署に赴任して、今年2年目になるんですけれども、少年の相談も、色々増えてきているのかなといったところになります。

私、生活安全課で勤務しているのが大体、各警察署他の部署も合わせて15年位、やってるんですけれども、昔、10年前とか、15年前とかの相談というのは、やはり相談というのはあるんですけれども、その時は、友達に殴られましたとか、先生殴っちゃいましたとか、ものを盗んでましたとか、そういう目に見えてわかるような、いわゆる悪いこと、いじめにしてもそうですし、子供のしつけをしてほしいという、悪いことしちゃったりしつけてほしいという相談についても、やはりそういう暴力だとか、あとはバイク乗り回しているとか、そういうようなものが多かったんですけれども、ここ最近だと、やはりSNSとか、メール、グループLINEとか、そういうものの相談が増えて、相談のほとんどですね、もうそちら側の相談になっているのかなといったところが、実感としてあります。

実際に、いわゆる犯罪、今回の統計でも出てるんですけれども、捕まった犯罪のうち、いわゆる福祉犯っていうですね、少年が被害者になるような犯罪、児童買春だとか児童ポルノとか育成条例とか、そういうような犯罪の被害に遭う90%以上が、おそらくSNSに起因する、児童買春に児童ポルノ、あとは青少年健全育成条例、夜中に連れまわしたりだとか、みだらな性行為っていう、18歳未満の子と性行為する行為だとかあとはですね、性的姿態撮影等処罰法というのがあるんですけ

れども、これは「盗撮」だとかですね、そういった類の犯罪になります。

このような被害に遭う少年が、福祉犯罪の中の9割ぐらい占めるといったところで、その辺の原因、犯罪自体そのような問題ですけども、その端緒となったものというものは、SNSで知り合った人に画像を送っただとか、SNSで知り合った人と、どこか出かけて、捕まっちゃいましたとか、そういったものが、非常に多くなっているといったところで、やはりSNSだとか、携帯電話とかそういったものの使い方に起因する、相談や事件が非常に増えているといったところで、皆様方には警察も非行防止教室だとかで、特にSNSへの使い方についての指導をしているといったところが現状としてあるのかなど、いったところになります。

今実際に、どういう被害に遭っているのかといったところをご説明をさせていただきます。

まず、非常に物騒な罪名なんですけども、「誘拐」ですね、未成年者誘拐、要は、子供たちを連れ去るという、昔だったら口にハンカチをあてて、連れ去って車乗せてみたいなイメージがあるんですけども、今、この未成年者誘拐で検挙している中で多いのが、いわゆる子供たちが家出しましたと、家出した子供たちに、SNSとかで、「おうち来なよ」ということですね、本当にその知り合いでも何でもない人たち、要は紹介してくださいとかっていうんですね、昔は「神待ち」なんてよく言葉が出たんですけども、神待ちお願いします、児童がこうSNSにあげると、そこから知らない男達から、じゃあ家来なよ家来なよっていうんで、家に連れて行きましたと。そこがですね、実際連れて行ってわかりましたと、家行っていましたと。対象は、成人の男性だったり、女性っていういろいろあるんですけども、そういうところに行って、それって誘拐じゃないのっていうところで誘拐犯として検挙、というような形があります。

他にも、児童ポルノ、児童買春とかじゃないんですけど児童ポルノ製造だとか、提供、というものがあります。

こちらはですね、要は裸の画像だとか、これまたSNSで知り合った人とか、多

いんですけれども、こういう人に「裸の画像を送ってよ」だとか「下着の画像を送ってよ」と言われて、何も知らないではいはいて、じゃいいですよっていうんで、児童の子が送ってしまって、それが今度は恋愛感情がこじれて、別れるならバラ撒くぞと言われたということで相談に来て、裸になってれば児童ポルノだし、下着の画像とか先ほど言った性的姿態とか、そういうものになって、事件になってしまったというものはあります。

その他、ストーカーだとか、色々あるんですけどもSNSに自分で写真上げたところ、いろんな周りの景色の情報だとか、そこから住所を特定されて、家に来られてしまったとかですね、そういうのも相談としてはあるんだとか、こういうようなSNSの使い方を知らないとかですね、わからないがゆえの犯罪だとか、そういうものが非常に増えているというところになります。

また、今は被害の方、言ったんですけどもこれが加害者となってしまったやつだと、こちらも、先ほど言った自画撮りなんかはですね、自分たちでこう見てもらいたいっていうところで、要はそれが犯罪と知らないままやってしまって、結果、犯罪になるということが、非常に多いということがあります。先ほど言ったもの、撮った方、送るのは児童ポルノだったりするんですけども、それをSNSに上げちゃうと、わいせつ物の陳列罪だとか、そういうものになってしまうと。昔だとHな写真を上げたっていうところなんですけども、今SNSに上げるという行為が、それが犯罪になりますよっていうこと。多分こんなことはですね、学校でもなかなか教えないでしょうし、子供たち、親御さんもなかなか知らないのかなと。こういう場ですね、我々警察官から話を聞いて、そうなんだっていう、そういうの犯罪なんですっていうのを知るといのが非常に多いのかなと。

あとですね、裸の画像を、どっかから仕入れました、知らずに友達にいいのがあるよって、送ったっていうのもですね、そういう児童ポルノだとかっていうもの犯罪になるといったところですね、これから我々の非行防止教室等々でもいろいろ幅広く周知させていかないといけないのかなというふうに考えております。

色々、話をしていたんですけれども、その他、被害に遭わないようにするために、我々の方で親御さんとのルール作りだとか、子供だけで考えるとなかなか難しいというところですので、親子で考えるいうところだとか、フィルタリングを使ってくださいということですね、そもそも携帯の機能自体を制限しようというようなところで、いろいろ話をしているといったところをお話しているというのが現状です。

これはですね、今回幸手警察署の現状ということでお話をということなんですけれども、おそらくどこでも、久喜警察でもそうですし、埼玉県、全国でもこの辺の児童の被害に遭わないようにするために、やはりまずSNSの知識を増やして、やっていかなければいけないというところは、そんなに変わらないのかなというところでございます。

今後、皆様とそういう我々とで、子供たちの被害、または犯罪行為を減らしていくために、色々アイデアを出し合って、お話をして、良い意見があれば、こちらとしても今後の指導等の参考にさせていただきたいと思いますので、このあたりでちょっとお話を終了させていただきますので、できれば、色々なご意見を、今後出していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(2) グループ意見交換

小松会長

今、井手委員さんからお話ございましたけれども、質問等ありますか。

それでは、ないようですので、ありがとうございました。

それでは、議題の(2)グループ意見交換について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは事務局から説明させていただきます。こども育成課の三澤と申します。

よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

本日お配りした資料1、久喜市青少年問題協議会委員名簿をご覧ください。

本日はですね、資料の一番右にございますグループの欄の番号に分かれてグループで意見交換を行っていただきたいというふうに思います。

意見交換の内容について説明させていただきます。

先ほど、幸手警察署生活安全課長の井手委員からですね、幸手市管内及び県全体の青少年問題の現状についてお話をいただいたところでございます。

この中で、青少年によるSNSによる被害やトラブルについて、お話をいただいたところでございます。

本日は、この青少年のSNSによる被害やトラブルについて、各グループにて意見交換をいただきたいとします。

意見交換の時間は、約30分程とさせていただきます。

終了後、各グループで出た主な意見について、全体で共有する時間を設けます。

各グループ、3分から5分程度でご報告をお願いいたします。

報告される方につきましても、意見交換の時間内に、各グループでお1人決めていただきますようお願いいたします。

資料2の記録用紙につきましては、各自が意見交換を通してお考えいただいた意見についてご記入いただければと思います。

また、意見交換の中で出てきた事例やキーワード等から、関心を持たれたものがございましたら、併せてご記入くださいますようお願いいたします。

次回以降の会議の参考とさせていただきます。

記録用紙は会議終了後、机の上に置いてお帰りいただければと思います。

終了10分前の10時45分になりましたら、事務局からお声掛けをさせていただきます。

以上でございます。会長お願いいたします。

小松会長

ありがとうございました。

それでは意見交換を始めたいと思います。

よろしく願いいたします。

(意見交換中)

事務局

失礼します。残り3分ほどで意見交換の時間終了となりますので、各グループで、発表する内容についてまとめの作業をお願いいたします。

(3) 意見発表

事務局

それではお時間となりましたので、意見交換を終了してください。

小松会長と荒井副会長につきましては、お手数ですがけれどもまた会長副会長席の方にご移動をお願いいたします。

小松会長

それでは、グループ討議から出されたご意見を1班から3班までの順に発表していただきたいと思います。

1班からお願いいたします。

井上委員

すみません、1班の報告をさせていただきます。

保護司から選出されております井上と申します、お世話になります。

まず地域差というお話が最初にキーワードがありまして、例えば栗橋のお話が出

たんですけれども、栗橋駅周辺と、また南栗橋周辺と、またその地域差というのがやっぱりありまして、栗橋の駅の周辺とかって昔からの地域、南栗橋とかいうと東京から引っ越してこられた、新しい住民の方が多いんで、そうした地域差というのがどうしてもある。

そうした中で、見回りとかと話をした時も、やはりお互いを知っている地域と、お互いを知らない地域とかいうところで、やっぱりその辺の地域差が出てきたり、また声かけについても、今少し難しい時代になってるよねっていう話をしております、例えば、声掛けをしてその声掛けをよかれとしてしたことが、子供としては、知らないおじさんから声かけられたとかっていう形になったり、いろんなそういうことがあるということの難しさってあるよねっていうのは、お話をさせていただいておりました。その辺の声掛けの大切さは大変、本当に何でもコミュニケーション作ったり、声掛けが大切なのはわかってるんですけど、時代上のっていう形なのか、防犯意識がそれだけ高まっているという意味ではある、よく捉えればあるんですけども、なかなかそういう難しさはあるよねってお話がありました。

それと不登校というところが、ちょっとキーワードでお話をしまして、それぞれケースバイケースで学校が把握してるもの、してないものいろんなものがあるよねっていう話の中で、その辺でどう原因はあるけれども、何となく行かない。原因が、取り除きづらいものもあるよねっていう話がありました。そうした意味でも、今は無理に学校行かなくていいよとか言う時代にもなってきたるので、そういったところもあるんですけれども、そういったことが、環境の問題もあるということもお話も出てきました。

次に非行防止というところでお話があったんですけれども、これが悪いことだっという知識を正しく教えてあげることが大切なんだよねっていう話をさせていただきました。知らない、聞いてない。またSNS等で間違った知識を覚えてしまっっていうこともあることが多いので、学校の方も働き方改革とかいろんな形で先生の大変さはわかりますけれども、やっぱり子供たちと接してるのは学校が長い時間の

子供たちと接してるので先生がそういったところの役割とか、地域の役割というや
っぱり見直してかないといけないよねっていう見直していか大切さをしっかりと
と認識していかなければいけないよねっていうお話をしたところです。

以上です。

小松会長

ありがとうございました。

続きまして、2班お願いいたします。

堀井委員

では、代表して堀井が話させていただきます。

うちのグループの方はですね、雑談のような形でいろんな話をしていたので、取
り止めもない話になってしまうかもしれませんが、やはり昔からですね子供た
ちの様子っていうのは見てわかったんです。やっぱり頭髪ですとかスカート丈ど
か、そういったところで課題のある、お子さんの様子ってのはすぐ地域の学校でも
わかりましたし、地域でもわかりました。

ですから、そういうところでいろんな投げかけをし、子供たちの健全な育成に関
わることができた訳なんですけど、なかなか今の時代は難しくなったように思いま
す。

ただ、地域として出来ることとしては、例えば登校指導とか下校指導、こういっ
たところで、地域の方々が出て、子供のちょっとした違いですね。今日は顔の状態
が暗いとか、今日は元気だとか、いろんなところがあるわけなので、そういう
ところを、ちょっとした変化を見逃さずに、地域の方々が、子供に対して対応して
いって、支援を出来るんじゃないかなというふうに思いました。

それから子供たちの大きな変化の内容っていうのは、外ではわからないわけす
けどもやっぱり家庭環境に一番多く影響されているんじゃないかな。そういった点

ではですね、地域に関わるようなお仕事をしている、民生児童委員さんですか、学校なんかも、やっぱり子供たちの様子は非常によくわかるので、そういったところからやっぱり情報を得ながら、自分たちが出来るようなことを協力しながらやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それからSNSについてはですね、学校の教育も必要だとは思いますが、やっぱり家庭の中でですね、SNSについて親もよくわかってないところがあるので、親もいろんなところへ出て勉強する必要があるし、子供たちも勉強する必要があるし、これ全体で勉強していかないと、ちょっとした心のゆるみがですねそういったところに引き込まれていって、大きな犯罪に巻き込まれたり、自分が取り返しのつかないような形になっていくんじゃないかなと思います。

そこら辺を、何とか地域の方、それから私たちの方で支援できればなというふうに思います。

以上でございます。

小松会長

ありがとうございました。

続きまして、3班お願いいたします。

島田委員

第3グループです。私、久喜工業高校校長の島田と申します。よろしくお願ひいたします。

ネットパトロールというところで県の部署の方、ネットパトロールというのを行ってる部署があるんですが、そこに関しては、やっぱり掲示板とオープンな内容でしたですね。

なかなか検索というか、SNSの内容については事件性がないと対応できない。難しさがあるというふうなお話をいただきました。

また、児童生徒に関してですね、ネットでの友達の作り方、上手にできない学生が不特定多数の相手がわからないような人と、友達になってしまう。原因として、そういった友達の垣根が、友達という感覚、垣根がもうどうしても少なくなってるのかなというふうなお話をいただきました。

また、利用制限というところで、お話されたのは、久喜市では、21時までという決まりがあるということなんだけどそれが実際かけられ守られてるのかなということで家庭内のルールをですね、やっぱり進めていくというか、協力を得る必要があるのかな、学校で何ができるか、家庭内で何ができるかっていうところで、やはり先程もございましたけども、保護者の理解ですね、児童生徒は学習の機会学校の行事等で、警察の方を招いて研修会等ありますけども、保護者に対し、学習の機会、学ぶ機会がないので、是非とも危険性とか、学ぶような機会が必要なんではないかなというところで、こういった会議を通して、そんな、対応をしていただければ、ありがたいなというふうなお話もいただきました。

また児童生徒の変化に対することに関して学校でもですね、気づく、保護者の方にも、気づいていただいて何かあれば、学校でも、クラスでも相談していただいたり、保護者の方に気づいていただきたいところもあるかな。もちろん学校ですね。相談があればすぐに対応する。状況にありますけども、家庭内で児童生徒の変化に気づいていただければと思います。

また、最後のところで、不登校の話題も少しいただいたんですけども、なぜ不登校になるのかっていうところで、友達関係、いじめやSNSトラブルもあるんだけども、やはり勉強についていけないとか、或いはヤングケアラーであったり、様々な状況があるので、そういったことに関してでもですね、やはりお互いに連携し合っ

てですね、やはり先程と同じなんですけれども、早く気づいて、対応していくのが一番なのかなというふうな話が、第3グループではありました。

ご清聴ありがとうございました。以上でございます。

小松会長

ありがとうございました。

3つの班から報告がありましたけれども、何か質問等がありますか。

はいどうぞ。

尾崎部長

すいません。私がちょっと感じてるのが、非行というんでしょうか。心配なお子さんがいらっしゃる、ご家庭というんでしょうか。ご家庭の状況っていうんですかね、とかくこういった傾向がありますとか、そういった今の傾向っていう、そういったものが、もしおわかりになる方がいらっしゃればなあと思っています。昔は親から殴られたりとか、いろいろお金がない、お金が与えられない、お小遣いがあんまり少なくて遊ぶお金がなかったのとか、いろいろそう反発をして非行とか心配なことをしてしまうような、子供達いたんです。今現在の、例えば過干渉な親御さんがいるご家庭の子が、非行に走ってしまう心配な行動を起こしてしまうとか、或いは全く干渉しないご家庭がとか、そういった何か平行的なものってあれば教えていただければなあと思っています。

なぜかという、私ども要保護児童対策地域協議会っていうものを取り扱ってまして、いわゆるネグレクトだとか、あとは何ていうんですかね、身体的虐待とか、精神的虐待っていうものを取り扱ってまして。どんな傾向があるのかなということちょっと私自身が知りたくてご質問をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

小松会長

ありがとうございます。いかがですか。

はいどうぞ。

大谷様

すいません。久喜警察署の生活安全課の大谷と申します。

ちょっと数値を取ってるわけではなく、私の取り扱ってきた体験談に基づくところで、座って失礼してします。

お話をさせていただくと、未成年者っていうと、広く20歳まで、今で言うと18歳未満となっておりますけども、小学生でも、要はiPhoneです。

例えば、チケット詐欺をしたり、要は以前でしたらそれなりの、要は高校生とか、社会人手前とかそういう年頃でやっていたような犯罪を、今小学生でもできちゃう。実際にやっているところ警察として対応したことあるんですけど。本当に低年齢化が進んでるな、思うところがあります。

やっぱりそれの一因っていうのは、そういうやり方をネット上で知ったとか、それでやってみたとか、ある種、子供が色々そういう知識を得られるっていうのを、親としても良くも悪くも、本人の自由にさせてるところで、子供たちがそういったことを、悪意が希薄なままというか、おもしろ半分でやってみたらできちゃった。そういった要は何ですかね、案件というですかね。私個人として対応した中だと増えてるのかなという風に感じるところであります。

はい。以上です。

小松会長

他によろしいですか。

はいどうぞ。

島田委員

私が思うに、やはり親子関係が、希薄な方がやっぱり目が届いてない。わかってしまうところがあると、やはり気づかないところであるのかな。と思うんですね。

先ほどお話もしたのですけれども、気づいたら学校とか警察とかに何かあったら

相談するとか、やはり生徒の変化、本校でもやはり結構保健室にいきやすいんですよ、保健室に行って保健室からこういう話がきたんです。で、カウンセリングや、教育相談担当から相談がいて、カウンセリングを行うことがあるので、やはり、生徒の方の距離感、どうしても、中学校って親との距離感がでてきてしまったりするので、毎日声を掛けるとか、そういったところのチャンネルとして取っておかないといけないのかなと思います。高校生だからもういいやとか、そういった感覚になっていらっしゃるかと思うんですけど、任せるとかあるんですけども、生徒や児童について気にしていただいた方が、いいかな、と思っています。

小松会長

他にございますか？

先ほど 1 班から第三者が家庭の中に踏み込むのはとても難しいというような話が出ました。

他にございますか？

島田委員

今、先生のお話の中で、本校でも、やはりいろんな問題があるんですけど、その際は、スクールソーシャルワーカーが、東部教育事務所に派遣依頼をしまして、対応していただいております。そうすると、要するに我々教員がどこまで手を尽くせるか、というところで限界がある、スクールソーシャルワーカーさんが福祉士の資格を持っている方もいますので、そういった方々にソーシャルワーカーの判断で児童相談所や警察につなげていくというご判断をいただいております。

我々には手を突っ込めないところも、スクールソーシャルワーカーさんのスキルで適切な対応と外部との連携が広がっていくというところで、線引きですね、ある意味、学校としてはここままで、あとは助けていただくというところで連携を図るようにしています。

小松会長

ありがとうございました。

それではただいま共有いただいた内容と、記録用紙に記入いただきましたご意見は、事務局で取りまとめ、希望する方には、後日、お返しするとともに、久喜市青少年問題協議会条例第2条第2項の、規定により、市内、関係行政機関に、情報提供させていただきます。

それでは以上で本日予定しておりました議題を、すべて終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。

4 その他

司会（砂川課長）

小松会長、ありがとうございました。

それでは続きまして、次第の4のその他になります。

委員の皆様から本日の議題を含めた会議全般につきまして何か改めてご質問があればこの場でお受けしたいと思います。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、先に進めさせていただきます。

それでは事務局から2点ほどご連絡をさせていただきます。

まず1点目です。本日の会議録についてですが、本日の会議録の案を、事務局で作成いたしまして皆様に郵送させていただきます。お手元に届きましたら、内容をご確認いただきまして、修正点などございましたら事務局までご連絡をいただきますようお願いいたします。

2点目です。

次回の会議についてのお知らせでございますが、本日、ご出席の委員の皆様

期というのが、8月22日となりまして皆様の会議としては今日が、最後になるのかと思います。

次回の会議は、新たな委員の選出後となる予定ではございますが、8月の23日以降速やかに開催を予定しております。

日程が決まり次第、次の委員さんへ開催通知を送らせていただきますのでよろしくご承知をいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

それでは、次第の5、閉会とさせていただきます。

閉会の言葉を荒井副会長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

5 閉会

荒井副会長

それでは閉会の挨拶を申し上げます。

久喜市青少年問題協議会副会長の荒井と申します。本日は、令和7年度第2回の会でしたが、皆様のご協力により、大変有意義な会議となりました。ありがとうございました。

この協議会の意見が、今後の久喜市の青少年健全育成に多いに活かされいくこと願う次第で、ございます。

以上をもちまして、令和7年度第2回久喜市青少年問題協議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

司会（砂川課長）

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第2回久喜市青少年問題協議会を終了とさせていただきます。

たきます。

長時間にわたり議論いただきましてありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年4月15日

小松 智子

審 議 会 等 会 議 録

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。